

見積参加希望者様

独立行政法人水資源機構 分任契約職  
筑後川上流総合管理所長 前田 剛宏  
(公印省略)

## 見積依頼書

- 1 件名 日田地区軽油等供給業務
- 2 履行場所 大分県日田市大山町西大山2008-1外  
独立行政法人水資源機構 筑後川上流総合管理所 大山ダム管理所外
- 3 履行期間 令和8年4月1日から令和10年3月31日まで
- 4 内容等 別添、仕様書等のおり

上記について、下記により見積合わせを行いますので競争契約入札心得等を熟覧のうえ提出してください。

### 記

- 1 現場説明 実施しません。
- 2 見積参加要件 福岡県、佐賀県又は大分県内に本店、支店又は営業所があり、別添仕様書等のおり施行が可能である者。
- 3 見積書等
  - 1) 様式等 見積書の様式は別紙1のおりとし、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名（法人の場合は、法人名及びその代表者名）を記載し、代表者の印章を押印されたものに限ります。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。また、余白にくじ番号を記載してください。
  - 2) 提出方法 電子メール、FAX、持参又は郵送による。（※電子メールアドレス、FAX番号は4に記載のおり）、なお、電子メールによる場合は、送信メールの件名に見積依頼書の件名を記載してください。
  - 3) 提出期限 令和8年3月30日 12時 まで
  - 4) 提出先 独立行政法人水資源機構 筑後川上流総合管理所 経理課 見上  
TEL 0946-25-0113  
FAX 0946-25-0133 又は 0946-25-0116  
メールアドレス nyukei\_chikugojouryu@water.go.jp
  - 5) 質問書 令和8年3月31日 12時 まで
  - 提出期限 ※質問の回答については、翌営業日の15時までにHPに掲載します。
  - 6) 見積回数 2回を限度とする。  
  
なお、当初の見積徴収において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出期限は令和8年3月31日12時までとします。
  - 7) その他
    - ① 見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるか問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
    - ② 見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積もりの取消しはできません。また、見積者は見積もり誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。
- 4 見積結果 見積結果については、**契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日（翌日が休日となる場合には休日でない直後の日）までに通知**します。
- 5 その他
  - 1) 契約金額は、見積書に記載された調整額を差し引いた月額単価に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とします。
  - 2) 請負代金の支払いについては、月末締め翌月払いとします。
  - 3) 最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。くじの方法は、別添「くじの方法」のおりとします。
  - 4) 本件の契約日は、令和8年4月1日以降とします。

独立行政法人水資源機構分任契約職  
 筑後川上流総合管理所長 殿

**見 積 書**  
 (件名) 日田地区軽油等供給業務

住 所 :  
 会 社 名 :  
 代表者氏名 :

㊞

(単位 : 円)

油種	適用地域	予定数量 (リットル)	3月11日週次 小売価格調査 平均価格 (円/ リットル)	税抜価格 (円/ リットル)	調整額 (円/ リットル)	単価 (円/ リットル)	総計
		(A)		(B)	(C)	(D=B-C)	(A×D)
軽油	大分	6,600	151.5	139.1			
	熊本	3,200	145.3	133.5			
レギュラー ガソリン	大分	300	163.3	148.5			
合計							

注 1) 契約希望金額の110分の100に相当する金額 (税抜金額) で記載すること。

ただし、軽油については、軽油引取税 (15円) を含んで記載すること。

注 2) 規格ごとに金額を記載すること。

※以下は、押印を省略する場合のみ記載すること。

(連絡先は 2 以上記載すること)

本件責任者 (会社名・部署名・氏名) :

担当者 (会社名・部署名・氏名) :

連絡先 1 :

連絡先 2 :

くじ用数字

--	--	--

## くじの方法

今回の見積徴取に際して、最低金額を提出した見積者（以下「同価格者」という。）が複数あった場合、下の方法により、契約の相手方を決定します。

## 1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

## 2. くじ用数値について

- 1) 「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0：ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0：ゼロ」として取り扱わせていただきます。
- 2) 「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信（FAX）した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信（FAX）する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値

1	2	3
---	---	---

※数字は明確に記載してください。

## 3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積依頼書を送信（FAX）していただいた順に、「0：ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例)
- ・同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0：ゼロ」、「1」
  - ・同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0：ゼロ」、「1」、「2」

## 4. 具体的な決定方法について

例) ・同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4

$123 + 4 = 127$   
 $127 \div 2 \text{者} = 63 \text{ 余り } 1$

余り「1」とくじ用順位「1」が合致する  
 ⇒ △△組が契約の相手方となる

例) ・同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値
〇〇工務店	¥500,000-	0	123
□□工業	¥600,000-		999
△△組	¥500,000-	1	4
◎◎工業	¥500,000-	2	1

$123 + 4 + 1 = 128$   
 $128 \div 3 \text{者} = 42 \text{ 余り } 2$

余り「2」とくじ用順位「2」が合致する  
 ⇒ ◎◎工業が契約の相手方となる

日田地区軽油等供給業務  
仕様書

令和8年3月

独立行政法人水資源機構

筑後川上流総合管理所

## 第1節 適用

この仕様書は、独立行政法人水資源機構筑後川上流総合管理所（以下「発注者」という。）が施行する「日田地区軽油等供給業務（以下「本業務」という。）」に適用する。

## 第2節 業務概要

本業務は、別表に掲げる場所等に軽油及びガソリン（以下「軽油等」という。）を供給するものとする。

## 第3節 業務期間

令和8年4月1日から令和10年3月31日まで

## 第4節 予定数量

予定数量は別表のとおりとする。ただし予定数量については業務期間中の見込であり数量を確約するものではなく、受注者は数量の増減により異議を申し立てないものとする。

## 第5節 供給場所等

供給場所等については別表のとおりとする。店頭渡しについては、発注者が必要な都度提示する供給券に基づき供給するものとし、配達渡しについては、発注者が指定する場所へ配達し供給するものとする。また、配達渡しについて、発注者は受注者へ供給希望日の前日までに供給希望日を連絡するものとする。

## 第6節 支払条件

請求書は月末締めとし、供給数量を取り纏めて請求書を提出すること。なお、請求書の送付先は以下のとおり。発注者は請求書を受領してから30日以内に銀行振込にて支払うものとする。

送付先：〒838-0012

福岡県朝倉市江川1660-67

独立行政法人水資源機構筑後川上流総合管理所経理課

## 第7節 契約方法

1 本契約は軽油等について1リットル当たりの単価契約とし、配達に係る諸経費等を当該単価に含むものとする。

2-1 毎月の契約単価については、経済産業省資源エネルギー庁が毎週水曜日に公表する「給油所小売価格調査（ガソリン、軽油）（以下「週次小売価格」という。）」の前月20日から当月20日までの全週を平均した、油種毎の大分県及び熊本県の平均価格（以下「平均価格」という。）を基準とする。

2-2 ガソリン：平均価格から消費税及び地方消費税の金額（ともに小数点以下第2位を四捨五入）を差し引いた金額から、受注者が見積もる低減する価格（以下「調整額」という。）を差し引いて算出した金額に、消費税及び地方消費税の額を加算した金額を契約単価とする。

2-3 軽油：平均価格から消費税及び地方消費税の金額（ともに小数点以下第2位を四捨五入）並びに軽油引取税（令和8年4月1日以降暫定税率廃止により15円）を差し引いた金額から、調整額を差し引いて算出した金額に、消費税及び地方消費税の額並びに軽油引取税の額を加算した金額を契約単価とする。

2-4 契約最初の月についても同様に、契約月の前月20日から当月20日までの大分県及び熊本県の平均価格を基準として、調整額を差し引いて算出するものとする。調整額については、業務期間を通じ一定の額とし、変更はしないものとする。

3 受注者は、毎月の契約単価を発注者に連絡するものとする。

#### 第8節 その他

1 燃料を供給する際は、供給対象物に損傷等を与えないよう十分注意して行うこと。受注者の責めに帰すべき事由により供給対象物に損傷等を与えた場合は、ただちに担当職員へ連絡したうえで、担当職員の指示に基づき、受注者の負担により原形復旧を行うものとする。

2 受注者は本契約の履行にあたり、業務上知り得た情報を外部に漏洩したり、他の目的に使用しないこと。

3 本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合は、発注者及び受注者は必要に応じて協議するものとする。

別表

油種	規格	単位	予定数量	供給場所	適用地域
軽油	JIS規格を満たすもの	ℓ	600	大山ダム管理所	大分
			6,000	松原ダム管理支所 地下タンク	大分
			3,200	下釜ダム管理支所及び警報表示板	熊本
ガソリン	レギュラー		300	松原ダム管理支所 ポート用	大分

【補足】

- ・ 契約する単価には配送にかかる費用及び諸経費等を含むものとする。
- ・ 予定数量は業務期間中の見込である。

(案)

請 書

- 1 件 名 日田地区軽油等供給業務
- 2 供給場所等 仕様書記載のとおり
- 3 業務期間 自 令和 8 年 4 月 1 日  
至 令和 1 0 年 3 月 3 1 日
- 4 調 整 額 ガソリン（適用地域：大分）： 円  
軽油（適用地域：大分）： 円  
軽油（適用地域：熊本）： 円  
※業務期間を通じ一定の額とし、変更はしないものとする。

上記の業務をお請けするについては、別添の条項によって信義に従って誠実にこれを履行します。

令和 8 年 3 月 日

受 注 者

独立行政法人水資源機構分任契約職  
筑後川上流総合管理所長 前田 剛宏 殿

## 契 約 条 項

第1条 受注者は、別冊の仕様書及び図面並びに表記の事項に基づき、この契約を履行しなければならない。

第2条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、独立行政法人水資源機構（以下「発注者」という。）の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

2 受注者がこの契約の履行に必要な資金が不足することを疎明したときは、発注者は、特段の理由がある場合を除き、受注者の請負代金債権の譲渡について、第1項ただし書の承諾をしなければならない。

3 受注者は、前項の規定により、第1項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金をこの契約の履行以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を発注者に提出しなければならない。

第3条 受注者は、履行内容の全部又は大部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

第4条 この契約の履行内容が第1条の図面又は仕様書に適合しない場合において、発注者がその改造を請求したときは、受注者は、これに従わなければならない。

第5条 受注者は、この契約の履行が完了したときは、その旨を書面をもって発注者に通知しなければならない。

2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、その日から起算して14日以内に受注者の立会いのうえ、完成を確認するための検査を完了するものとする。

3 発注者は、前項の検査によって完成を確認した後、受注者が書面をもって引渡しを申し出たときは、直ちに当該目的物の引渡しを受けるものとする。

4 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、請負代金の支払いの完了と同時に当該目的物の引渡しを求めることができる。この場合においては、受注者は、直ちにその引渡しをしなければならない。

5 受注者が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を履行の完了とみなして、前4項の規定を適用する。

第6条 受注者は、前条第2項の検査に合格したときは、書面をもって請負代金の支払いを請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して40日以内に請負代金を支払うものとする。

第7条 受注者の責めに帰すべき事由により、表記の期間内に完成しないときは、発注者は、請負代金額につき、遅延日数に応じ、国の債権の管理等に関する法律施行令（昭和31年政令第337号。以下「債権管理法施行令」という。）第29条第1項の規定により定められた率を乗じて計算した額を損害金として受注者から徴収する。

2 発注者の責めに帰すべき事由により、第6条第2項の規定による請負代金の支払いが遅れたときは、受注者は、請負代金額につき、遅延日数に応じ、この契約の締結時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「支払遅延防止法」という。）第8条第1項の規定により決定された率を乗じて計算した額を遅延利息として発注者に請求することができる。

第8条 受注者の責めに帰すべき事由により、この契約を解除したときは、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

第9条 発注者の責めに帰すべき事由により、この契約を解除したときは、受注者は、既済部分に対する対価を申し受けることとし、別途損害があるときは発注者と受注者とが協議のうえ、その損害の賠償を発注者に請求することができる。

第10条 受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、請負代金額（この契約締結後、請負代金額の変更があった場合には、変更後の請負代金額）の10分の1に相当する額を違約金（損害賠償額の予定）として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

一 この契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

二 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをい

い、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

三 納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

四 この契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

2 受注者が前項の規定する違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、受注者は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、債権管理法施行令第29条第1項の規定により定められた率を乗じて計算した額の遅延利息を発注者に支払わなければならない。

第11条 受注者が、業務を実施するに当たり、受注者は、発注者から預託された個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述又は個人別に付された番号、記号その他の符号により当該個人を識別できるもの（当該情報のみでは識別できないが、他の情報と容易に照合することができ、それにより当該個人を識別できるものを含む。）をいう。以下同じ。）について、善良なる管理者の注意をもって取り扱う義務を負うものとする。

2 受注者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、事前に発注者の承認を得た場合は、この限りでない。

一 発注者から預託された個人情報を第三者に提供し、又はその内容を知らせること。  
（業務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせる場合を含む。また、第三者が受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。）

二 発注者から預託された個人情報について、この契約の目的の範囲を超えて使用し、複製し、又は改変すること。

3 受注者は、発注者から預託された個人情報の漏えい、滅失、き損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

4 受注者は、発注者から、預託された個人情報の取扱いの状況について報告を求められ

た場合は、直ちに報告しなければならない。また、受注者は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

- 5 発注者は、本契約に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受注者及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。また、発注者は、その目的を達するため、受注者に対して必要な情報を求め、又は本契約の処理に関して必要な指示をすることができる。
- 6 受注者は、発注者から預託された個人情報を、業務終了後、廃止後又は解除後直ちに発注者に返還又は廃棄するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、その指示によるものとする。
- 7 受注者は、発注者から預託された個人情報について漏えい、滅失、き損、その他本条に係る違反等が発生したときは、発注者に速やかに報告し、その指示に従わなければならない。
- 8 発注者は、受注者が第1項から前項までのいずれかに違反していると認められるときは、契約を解除することができる。
- 9 受注者は、前項の規定により、発注者が契約を解除した場合において、発注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(専属的合意管轄)

第12条 発注者及び受注者は、この契約に関して裁判上の紛争が生じた場合は、訴訟物の価額に従い〔甘木〕簡易裁判所又は〔福岡〕地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

第13条 この契約に定めない事項又は疑義を生じた事項については、発注者と受注者とが協議して定める。